

大阪市景観計画 変更（素案）

平成 18 年 2 月策定
令和 2 年 3 月変更

目次

| | |
|-------------------------|-----------|
| 第1章 基本的事項 | 1 |
| 1 本市における景観形成の意義 | 1 |
| 2 景観計画変更の背景 | 2 |
| 3 景観計画の位置付け | 4 |
| 第2章 景観の現況と特性 | 5 |
| 1 要素ごとの景観の特徴 | 5 |
| (1) 景観の現況と特性を捉える要素 | |
| (2) 各要素の特徴 | |
| 1) 地勢の要素 | |
| 2) 都市基盤の要素 | |
| 3) 歴史・伝統の要素 | |
| 4) 都市空間の要素 | |
| 5) 活動・営みの要素 | |
| 2 本市の景観特性 | 25 |
| (1) 特徴的な景観のテーマ | |
| (2) 特徴的な景観を有する主要なエリア | |
| (3) 眺望景観の特性 | |
| (4) 夜間景観の特性 | |
| 3 景観構造の特性 | 30 |
| (1) 基本となる面的な要素 | |
| (2) 特徴的な景観要素 | |
| 第3章 景観形成の課題 | 42 |
| 1 市域全域の景観に係る課題 | 42 |
| 2 各テーマの景観に係る課題 | 42 |
| 3 眺望景観・夜間景観に係る課題 | 43 |
| 第4章 景観形成の目標と基本方針 | 44 |
| 1 景観形成の目標 | 44 |
| 2 景観形成の基本方針 | 45 |
| 3 協働による景観形成における各主体の役割 | 47 |

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 第5章 大阪らしい景観形成の取り組みの方向性 | 48 |
|-------------------------------|-----------|

| | |
|-------------------------|----|
| 1 景観形成の取り組みの方向性 | 48 |
| 2 景観施策の展開の方向性 | 50 |
| (1) 建築物等の誘導と景観まちづくりの推進 | |
| 1) 地域の特性をいかした建築物等の誘導 | |
| 2) 地域との協働による景観まちづくりの推進 | |
| (2) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発 | |
| (3) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり | |
| 3 景観施策の体系 | 56 |

| | |
|------------------------------|-----------|
| 第6章 景観法を活用した景観形成の取り組み | 57 |
|------------------------------|-----------|

| | |
|---|----|
| 1 景観法に基づく景観計画の枠組み（法第8条） | 57 |
| 2 景観計画区域等 | 58 |
| (1) 景観計画区域（法第8条第2項第1号） | |
| (2) 景観配慮ゾーン | |
| 3 建築物・工作物の届出制度 | 64 |
| (1) 届出までの流れ | |
| (2) 届出対象行為（法第16条第1項、第7項） | |
| (3) 区域・地区ごとの景観形成方針（法第8条第3項）及び 景観形成基準（法第8条第2項第2号） | |
| (3-1) 基本届出区域の景観形成方針及び景観形成基準 | 67 |
| 1) 都心景観形成区域 | |
| 2) 臨海景観形成区域 | |
| 3) 一般区域 | |
| (3-2) 重点届出区域の景観形成方針及び景観形成基準 | 88 |
| 1) 御堂筋地区 | |
| 2) 堺筋地区 | |
| 3) 四つ橋筋地区 | |
| 4) なにわ筋地区 | |
| 5) 土佐堀通地区 | |
| 6) 国道2号地区 | |
| 7) 中之島地区 | |

| | | |
|---|-----------------------------------|-----|
| 4 | 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ） | 135 |
| | （1）屋外広告物に関する基本方針 | |
| | （2）事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類 | |
| | （3）屋外広告物の許可申請・届出までの流れ | |
| | （4）広告物基準 | |
| | 1）御堂筋地区 | |
| | 2）堺筋地区 | |
| | 3）四つ橋筋地区 | |
| | 4）なにわ筋地区 | |
| | 5）土佐堀通地区 | |
| | 6）国道2号地区 | |
| | 7）中之島地区 | |
| 5 | 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号） | 151 |
| | （1）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針 | |
| | （2）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準 | |
| 6 | 景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準 | |
| | （法第8条第2項第4号ロハ） | 152 |
| | （1）景観重要公共施設の指定方針 | |
| | （2）景観重要公共施設の指定 | |
| | （3）景観重要公共施設の整備に関する事項 | |
| | （4）景観重要公共施設の占用等の許可の基準 | |

| | |
|-------------------------------------|------------|
| 第7章 まちづくりなどと連携した独自の景観形成の取り組み | 157 |
|-------------------------------------|------------|

| | | |
|---|---------------------------------|-----|
| 1 | 景観法による届出に係る事前協議の実施 | 157 |
| 2 | 大規模面的整備地区での景観誘導 | 157 |
| | （1）計画の上流における協議の実施と事業者に対する積極的な周知 | |
| | （2）対象行為 | |
| | （3）専門家との連携 | |

| | | |
|---|------------------------------|-----|
| 3 | 協働による景観まちづくりの推進 | 158 |
| | (1) 地域景観づくり推進団体の認定と活動支援 | |
| | (2) 地域景観づくり協定の認定と運用支援 | |
| | (3) 地域ルールの実効性の担保 | |
| | (4) 景観協定制度の活用 | |
| | (5) 景観協議会制度の活用 | |
| 4 | 市民や事業者による自主的な景観形成の促進 | 162 |
| | (1) 都市景観資源の活用 | |
| | (2) 大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）の実施 | |
| | (3) その他の啓発施策の展開 | |
| 5 | 様々な専門家等と連携した推進体制づくり | 163 |
| | (1) 大阪市都市景観委員会及びその他の専門家の活用 | |
| | (2) 景観整備機構の活動の充実 | |

：景観法に基づく法定事項

第1章 基本的事項

1 本市における景観形成の意義

古来より様々な経緯で市街地が形成されてきた大阪では、それぞれの時代の特徴を残す多様な市街地に、歴史や文化を今に伝える建物やまちなみなどの景観資源が多く継承されてきました。特に都心部では近世以前に構築された城下町を基盤とし、面的な市街地開発事業などにより近代的な都市整備が進み、幹線道路沿道や鉄道ターミナル周辺などにおいて大都市らしい風格のある洗練された景観が形成されています。また、古くから水の都として、水や緑の豊かなうらおいのあるまちなみが人々に親しまれてきました。

一方で、近世に起源を持つ繁華街、鉄道駅の周辺等に自然発生的に発達した繁華街や、大規模な開発により整備された繁華街など、多くの人々が行き交い、にぎわいや活気を感じさせる境界の景観も大阪らしい景観の特徴の一つとなっています。このため、いわゆる「美しい」「整然とした」景観だけでなく多様な表情を持つ景観が大阪らしい景観といえます。

景観は、私たちを取り巻く環境の眺めそのものであり「見える環境」ともいわれます。そして、視覚的に見えるこれらの環境の背景には、基盤となっている自然や風土、そこで培われてきた歴史や文化、さらにその上で営まれてきた人々の暮らしや様々な活動などがあります。

こうした点に鑑みたとき、本市にとっての景観形成の意義は、以下のように考えることができます。

【本市における景観形成の意義】

① 都市の風格の向上

都市の顔となる空間の象徴的な景観形成に取り組むことにより、大都市としての風格を高めます。

② 観光や交流の活性化による都市の活力の創出

地域の持つ様々な特徴をいかした景観形成に取り組むことにより都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出を促進します。

③ 地域への愛着や誇りの醸成による地域の個性の創出

人々の景観への意識を高め、主体的な景観形成を促進することにより、地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性あるまちづくりを促進します。

④ 豊かな生活環境の形成

身近な都市空間の景観形成に取り組むことにより、日常の生活空間の魅力を高め、うらおいのある豊かな生活環境の形成を促進します。

2 景観計画変更の背景

大阪市では、戦前の昭和9年に御堂筋沿道、中之島とその周辺、大阪城西側、大阪駅や主要鉄道終端駅の周辺を都市計画法に基づく美観地区に指定したのが、景観形成に関わる施策導入の始まりです。それ以降、御堂筋沿道における31mスカイラインの行政指導、建築美観誘導制度などにより、通りに沿った風格あるまちなみ形成を誘導するとともに、美しく個性的な都市景観を形成してきました。

また平成13年には、大阪市都市景観条例（平成11年1月施行）に基づく景観形成地域として、市民、事業者および行政の自主的な景観形成や相互に連携、協力した景観形成を進める指針として、景観的なまとまりをもった一定の地域を指定しました。

平成18年には大阪市景観計画を策定し、一定規模以上の建築物等の建築に際し、周辺景観との調和等に関する配慮事項の届出を求めるなど、景観法に基づく各種施策を導入しています。

経済社会の成熟化、景観に対する市民の意識の高まり、そして都心機能更新に伴うまちなみの変容などを背景に大阪市都市景観委員会に対して行った諮問に対する平成28年3月30日の「今後の景観施策のあり方について」（答申）を基に、平成29年3月、主に次の点について景観計画の変更を行いました。

- 景観計画を総合的な景観施策推進の指針（法定事項のみならず本市独自の取組についても記載）
- 景観計画区域（市域全域）を区分した、景観特性に応じた景観誘導
- 重点的に景観形成を図る地域（重点届出区域）の指定
- 景観法のさらなる活用を図り、「屋外広告物に関する行為の制限」及び「景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準」を規定
- 地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援を導入

平成31年3月29日、大阪市は「眺望景観のあり方について」及び「夜間景観のあり方について」の提言を、大阪市都市景観委員会から受けました。

この提言は、平成28年3月の答申において取組が必要とされた「眺望景観の保全・整備」及び「夜間景観の形成」について、これまでの施策を整理し、現状と特性を明らかにしたうえで、今後の眺望及び夜間景観の形成に向けた基本方針や大阪らしい眺望及び夜間景観のあり方について、提言されたものです。

またこの提言では、2025年に開催される大阪・関西万博や御堂筋での空間再編事業、LEDといった照明技術の急速な進歩などを背景として、大阪の魅力の世界に発信する絶好の機会と捉え、この機を逃さず、市内各所に新たな「名所」を創出することで、市民のシビックプライドの醸成をはかり、より優れた景観を創りだすとともに、大阪市の魅力をいっそう高めてゆくことが期待されています。

今般、この提言を基に、景観計画の変更を行うものです。

【景観施策展開の経緯】

| | 提言・計画等 | 景観誘導 | |
|-------------|--|--|---|
| | | 法令 | 要綱等 |
| 昭和期 (戦前) | | S9.12 大阪都市計画・美観地区の指定(御堂筋沿道、中之島とその周辺、大阪城西側、大阪駅や主要鉄道終端駅(難波駅、天満橋駅、上本町駅、天王寺駅・阿倍野橋駅)の周辺) S13.12 大阪都市計画・美観地区の指定(大阪駅前ダイヤモンド地区とその周辺を追加) | |
| 昭和期 (戦後) | | | S44.6 御堂筋沿道(淀屋橋～本町)31m スカイラインの行政指導 |
| | S56.1 「大阪市建築美観誘導について(報告)」(大阪市建築美観委員会) | | S57.1 建築美観誘導制度(なにわ筋、堺筋、国道2号) |
| | S58.7 「ライトアップ大阪計画」策定 S60.3 「大阪アメニティプラン」策定 | | |
| 平成期 | H7.3 「大阪市景観形成基本計画」策定 H7.6 「新・水の都大阪のランドデザイン」策定 | | H7.1 御堂筋沿道建築物まちなみ誘導制度(淀屋橋～中央大通) 建築美観誘導制度(御堂筋(大阪駅前～淀屋橋、中央大通～難波)) H7.6 建築美観誘導制度(四ツ橋筋、土佐堀通) H9.4 大規模建築物事前協議に景観協議を追加 |
| | H11.12 「大阪市景観形成基本計画」改定 | H10.9 大阪市都市景観条例(H11.1 施行) H12.6 都心中央部景観形成地域の指定 H13.6 大川・中之島景観形成地域の指定 H14.6 道頓堀川景観形成地域の指定 | H11 夜間整備指針の作成、「まちの明かりを考える」パンフレット作成、配布 |
| | H17.9 「景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について(提言)」(大阪市都市景観委員会) | H15.4 指定景観形成物(中央公会堂、通天閣等12件) H16.10 指定景観形成物(淀屋橋、毛馬桜宮公園等10件) H17.6 景観法の全面施行 H17.6 大阪都市計画・美観地区の廃止 H18.2 大阪市景観計画策定(H18.4 施行) H18.3 大阪市都市景観条例の改正(H18.4 施行) H18.10 景観計画に基づく大規模建築物等の協議・届出 H19.3 大阪市景観形成推進計画策定 | |
| | H28.3 「大阪市における今後の景観施策のあり方について(答申)」(大阪市都市景観委員会) H31.3 「眺望景観のありかたについて(提言)」(大阪市都市景観委員会) H31.3 「夜間景観のありかたについて(提言)」(大阪市都市景観委員会) | H22.3 大阪市景観形成推進計画改定 H22.3 各区の都市景観資源の登録開始 H29.3 大阪市景観計画の変更 H29.3 大阪市都市景観条例の改正 | H26.1 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導(淀屋橋～長堀通) |

3 景観計画の位置付け

本計画は、景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、また、「大阪都市魅力創造戦略2020」、「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「新・大阪市緑の基本計画」、「大阪光のまちづくりアクションプラン2020 構想」などの関連計画との整合を図りながら、法定事項のみならず、大阪市都市景観条例などに基づく景観形成に資する総合的な取り組みについても定めています。

また、都市景観条例及び景観計画に基づく協議、届出の手続き等の解説を記載し、景観計画を補完する位置づけとして、大阪市景観読本を作成しています。

